

令和2年度山添村障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

令和2年6月24日

(目的)

第1 この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）で就労する障害者の自立の促進に資するため、本村が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、村内外の施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2 この方針の適用範囲は、村の全ての機関（以下「各機関」という。）が発注する物品等の調達とする。

(対象となる施設等)

第3 この方針の対象となる施設等とは、法第2条第2項から第4項までに規定する次のとおりとする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 住宅就業障害者
- (8) 住宅就業支援団体

(推進体制)

第4 施設等からの物品等の調達の推進に当たっては、各機関並びに関係団体等と連携し、計画的に推進する。

(調達目標)

第5 物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、第6の規定に基づき、施設等からの調達の推進に努めるものとし、令和2年度の調達目標額は、令和元年度の調達額以上とする。

(調達の推進)

第6 施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 施設等からの調達機会増大の配慮

施設等からの物品等の調達に当たっては、次の事項について配慮する。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合は、施設等からの調達の可能性について検討すること。

イ 物品等の調達について、施設等からの調達が可能となるよう、できる限り発注方法を考慮するとともに、履行期限及び発注量を考慮すること。

ウ 機能、規格等必要な事項について、施設等に対し十分な説明をすること。

(2) 随意契約による調達

施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び山添村契約規則（平成10年7月山添村規則第16号）第15条の規定による随意契約を積極的に活用する。

(3) 保健福祉課の役割

ア 調達における受発注調整窓口

物品等の調達において、仕様、履行期限及び発注量等について、各機関と施設等との間で調整を図る。

イ 調達の推進に必要な情報提供

施設等が提供する物品等の内容など、各機関に対して、必要な情報提供を行う。

ウ 品質の向上等

施設等が提供する物品等について、品質の向上や新商品開発に向けた取組の支援に努める。

(4) 県等との連携

調達する物品等の情報収集や情報交換など、県、関係機関等との連携を図りながら、施設等からの調達を進める。

(5) その他

イベント、各種行事等での記念品等の購入において、施設等からの調達に努める。

(調達実績の公表)

第7 年度終了後、保健福祉課は調達実績の概要を集計し公表する。

令和元年度 山添村における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

調 達 先	物品										役務												合計 (物品+役務)		うち 随意 契約					
	① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営		⑥ その他の役務						役務計			
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)				
就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労移行支援 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所			12	123,532					12	123,532															0	0	12	123,532		
共同受注窓口									0	0															0	0	0	0		
特例子会社 重度多数雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体									0	0															0	0	0	0		
計	0	0	12	123,532	0	0	0	0	12	123,532	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	123,532	0	0

※ 物品・役務の品目分類については、別紙の品目分類例を参照の上作成。

分類例

【物品・役務の品目分類例】

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容を対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。